

ID: 169

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市漁港土砂採取料等徴収条例 第8条		
例 規 番 号	平成17年条例第134号		
【根拠条文】 (過料) 第8条 偽りその他不正の行為により土砂採取料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日